
平成27年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第4日)

平成27年3月19日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成27年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 9号 須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第 2 議案第10号 須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第12号 須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例
- 日程第 5 議案第13号 須恵町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第16号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第17号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第18号 須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第20号 平成27年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第12 議案第21号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第22号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第14 議案第23号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第15 議案第24号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第16 議案第25号 平成27年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第17 発議第 1号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 9号 須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第 2 議案第10号 須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第12号 須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例

- 日程第 5 議案第13号 須恵町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第16号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第17号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第18号 須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第20号 平成27年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第12 議案第21号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第22号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第14 議案第23号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第15 議案第24号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第16 議案第25号 平成27年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第17 発議第 1号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 猪谷 繁幸	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名
局長 合屋 栄一 主任主事 白水 誠

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副町長	平 松 秀 一
教育長	安河内 文 彦	教育次長	印 藤 勝 人
理 事（事業統括）	安 川 敏 幸	まちづくり課長	吉 松 良 徳
総務課長	今 泉 俊 裕	税務課長	櫻 木 幹 夫
住民課長	満 行 誠	都市整備課長	安河内 久 人
健康福祉課長	畠 江 達 也	都市整備課付課長	百 田 剛
地域振興課長	安河内 隆	子ども教育課長	稻 永 修 司
上下水道課長	石 井 浩 二	監査委員	百 田 清 二
出納課長	大 塚 信 夫		
総務課課長補佐	平 山 幸 治		

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。任期最後の本議会でございます。最後までよろしくお願ひします。

これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第20号から議案第25号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第9号須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第9号須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書30ページをお開きください。

提案理由としまして、いじめ防止対策推進法の公布に伴い、いじめ防止等の対策の基本となる事項を定めることにより、その対策を総合的かつ効果的に推進するためです。

31ページ、条例の概要についてですが、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を推進するとともに、いじめに関する重大事態が発生した場合に、事実関係を明確にするための調査を行う附属機関を教育委員会に設置し、その調査結果について、再調査を行う附属機関を町長部局に設置するものです。

条文の要旨ですが、第1条、いじめの防止等の対策の推進に関する必要な事項を定める。

第2条、いじめ防止等の対策を総合的、効果的に推進するため、須恵町いじめ防止基本方針を策定する。

第3条、法第14条第1項の規定により、須恵町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。所管事務、所管等です。

第4条、法第14条第3項の定めにより、教育委員会に附属機関として、須恵町いじめ問題専門委員会を設置する。所管事務、組織構成員、任期、秘密保持、開会条件など。

32ページ、第5条、法第30条第2項の定めにより、町長部局に須恵町いじめ防止等調査委員会を設置する。所管事務、組織構成員、任期、兼任禁止、秘密保持、開会条件などです。

第6条、規則委任、質疑としまして、調査委員会の人選についてでは、5人以内の委員を持って組織し、弁護士、医師、学識経験者、心理または福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者、その他町長が適当であると認めた者で組織することでした。

また、医師は必要かとの質疑に対して、発達障害がいじめ原因の場合もあるので、また、病理的知見から必要であるとのことです。

教育長は会議に入るのかとの問い合わせに対し、教育長は委員ではないので入らないとの答えでございました。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入れます。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第9号須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第10号須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第10号須恵町教育長の勤務時間に関する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書33ページをお開きください。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布されたことにより、教育長が特別職となっておりますが、その職務専念義務も定められたことにより、勤務時間、その他の勤務条件を条例によって定める必要が生じたためです。

概要といたしまして、34ページ、この条例の内容は、教育長の勤務時間、その他の勤務条件は須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を適用するものです。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。経過措置、この条例の

施行の際、現に在職する教育長が、その教育委員会の委員としての任期中の場合は、なお従前の例による。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第10号須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書35ページをお開きください。

提案理由として、地方教育行政の組織運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布されたことに伴い、関係条例の整理を行うためです。

38ページ、新旧対照表をごらんください。

第1条は、須恵町特別職報酬等審議会条例の一部改正。概要としまして、新教育長が特別職と規定されたため、本条例に教育長を加えるもので、町長及び副町長を町長副町長及び教育長に改正するものです。

第2条は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。概要としまして、教育委員会の代表者である教育長と、事務の統括者である教育長が新教育長に一本化されたため、本条例中、委員長に関する規定を削除するものです。

39ページ、第3条、須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正。概要としまして、新教育長が、特別職と規定されたため、本条例中、特別職と教育長の併記が不要となり及び教育長を削除し、特別職の職員に教育長を加えるものです。

第4条、須恵町有給職員、旅費支給条例の一部改正。概要としまして、新教育長が特別職と規定されたため、本条例中、特別職と教育長の併記が不要となり、教育長を削除するものです。

40ページ、第5条、須恵町教育委員会委員、定数条例の一部改正。概要としまして、新教育長は委員会の構成委員ではあるが、教育委員ではなくなるため、定数を1名減じるもので、5人を4人に改めるものです。

37ページ、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。経過措置としまして、この条例の施行の際、現に教育長がなお従前の例により在職する場合、それぞれの規定による改正前のそれぞれの規定はなおその効力を有するものです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第12号須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第12号須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書41ページ、提案理由として、子ども・子育て支援法の制定に伴い、幼稚園保育料を所得階層ごとに設定することとなり、本条例の全部を改正する必要が生じたためです。

42ページ、概要としまして、入園料を廃止し授業料を保育料に改め、子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等を定めるものです。

1、条文の要旨、第1条、根拠法、趣旨。第2条、擁護の定義。第3条、保育料、別表です。
第4条、保育料の決定及び通知。第5条、保育料以外の徴収金の額。

43ページ、第6条、保育料等の免除。第7条、保育料等の返還。第8条、保育料等の納付期

限。第9条、規則委任を定めています。

この条例は、施行期間として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものです。

44ページの別表、備考1、擁護の定義。備考2、当該年度の所得の確定が6月であるので9月に改定するものです。備考3、第2子の半額について。

45ページ、備考4、第3子以降の無料について。備考5、国の基準に準じて母子世帯及び在宅障害児・障害者世帯の減額について。備考6、平成27年度は従来の6,000円とするが、備考3から5の1,000円の減額は適応することについて。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第12号須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第13号須恵町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第13号須恵町行政手続条例の一部を改正する条例です。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、46ページから56ページです。

行政手続表の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴う条例の改正となっています。

今回、361件が一緒に改正されるのですが、残りは、来年の3月定例会で提案するということでございます。

新旧対照表の49ページでは、第4章の2、処分等の求めを追加、以下53ページまでは、字句等の改正になっています。

53ページ、第33条、行政指導の方式の54ページ2項において、処分をする権限及び行使する場合において示さなければならない（1）から（3）の事項が追加されています。

第34条の2、行政指導の中止等の求めでは、2項の（1）から（6）の申出書の提出により、行政指導の相手方の中止を求める権利、3項においては、当該町の調査義務及び必要時の中止等が追加です。

第34条の3、処分等の求めでも同様に2項の（1）から（6）の申出書の提出により、当該処分または行政指導、3項においては、当該町の調査義務及び必要時の執行が追加でございます。なお、56ページ、税条例で税の納付に関してはこの限りではありません。

47ページ、附則でこの条例は、平成27年4月1日から施行します。

行政手続とはどのような範囲かとの質疑に、道路交通法等を含むかなり広い範囲であるとの答えであります。

委員会は、全員賛成で可決いたしました。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第13号須恵町行政手続条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第14号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第14号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、57ページから59ページです。

病院等の施設で行われる不在者投票時の立会人が、役場職員以外の外部の者であった場合の費用弁償を条例で定めるものでございます。

59ページの新旧対照表のとおり、日額1万700円を追加するものであります。

時給はとの質疑には、これを8.5時間で割った約1,250円だととの答えですが、1、2時間ほどの立ち会いが現状となっています。

58ページ、附則でこの条例は公布の日から施行します。

委員会は全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第14号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第15号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、60ページから69ページになっております。

平成26年8月7日に実施された人事院勧告に基づく、給与制度の総合的見直しに伴います。

新旧対照表66から68ページの一般職の職員の給与に関するものに加え、69ページでは、議員報酬、費用弁償に関するものと、特別職の職員及び教育長の給与に関するものを同時に改正します。

給料表は、64、65ページです。

62、63ページ、附則で、この条例は、平成27年4月1日から施行します。なお、現在の給与額を確保する現給保障措置があります。また、地域における物価等の格差においては地域手当で対応をいたします。

委員会は全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第16号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第16号須恵町手数料条例の一部を改正する条例です。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、70ページから72ページになっています。

農地法の改正に伴い、農地台帳の閲覧に関する手数料を徴収することになったため、当該町条例を一部改正いたします。

72ページ、新旧対照表のとおり、証明書の発行のみならず閲覧に関しても、1件300円がかかることになります。

71ページの附則で、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

委員会は全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第16号須恵町手数料条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第17号須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第17号須恵町消防団条例の一部を改正する条例です。総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は 73 ページから 76 ページです。

消防組織法改正に伴い、これまで規則で定めていた設置名称及び区域等を 75、76 ページのとおりに条例で示すものでございます。なお、内容、実態等はこれまでどおりで変更はないということになります。

74 ページの附則におきまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

委員会は全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 17 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 17 号須恵町消防団条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 18 号

○議長（三角 良人） 日程第 10、議案第 18 号須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 18 号須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

77 ページをお開きください。

提案理由としまして、子ども・子育て支援法の制定に伴い、幼稚園保育料を所得階層ごとに設定することとなり、実質、減免後の保育料となるための廃止です。

78 ページ、概要としまして、須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例は、生活保護世帯、町民税非課税世帯及び多子世帯について、一律の授業料からそれぞれの世帯ごとの減免額等を規定していましたが、法の制定に伴い、一律の保育料でなく世帯の所得階層ごとの保育料を定めることとなり、須恵町立幼稚園保育料等徴収条例に減免後の保育料が規定されるものです。

附則として、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

か。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第18号須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第20号平成27年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第12、議案第21号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第13、議案第22号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第14、議案第23号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第15、議案第24号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第16、議案第25号平成27年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第20号平成27年度須恵町一般会計予算から、議案第25号須恵町水道事業会計予算までの6議案についての審査の経過と結果の報告をいたします。

審査は、3月11日、16日、17日の計3日間行いました。

審査に際しましては、各課課長より各予算案の概要説明を受けるとともに資料等を参考にしました。

審査につきましては、議長を除く議員13名、全員の特別委員会であることから、審査経過内容等を含め議員各位御存知のとおりでございますので、細かい説明は省略させていただきます。

それでは、各議案別に報告いたします。

議案第20号平成27年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書1ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億7,000万円と定める。

第2条、地方債は8ページ、「第2表地方債」による。

第3条、債務負担行為は、9ページ「第3表債務負担行為」による。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができる。

8ページ、第2表地方債です。臨時財政対策債3億7,000万円、一般会計出資債610万円、道路改良事業債6,960万円、緊急防災減災事業債2,200万円、須恵東中学校大規模改修事業債1億2,620万円です。以下、起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

9ページ、第3表債務負担行為です。アザレア幼稚園新築工事、平成27年度から平成28年度まで7億5,000万円、公共施設等総合管理計画策定業務委託、平成27年度から平成28年度まで2,000万円、ネットワーク無線スポット機器リース、平成27年度から平成32年度まで4,100万円、コンビニ交付対応機器リース、平成27年度から平成32年度まで1,600万円、OCR機器リース、平成27年度から平成32年度まで600万円、バースターリース、平成27年度から平成32年度まで250万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額83億7,000万円は、前年度比4億6,000万円の増額、5.8%増です。

歳入は、主に、町税、地方交付税の一般財源と国庫支出金、県支出金及び町債などの特定財源で更正されています。

主な質疑等は、歳入では、1款町税において、軽自動車税について、11款中学校ランチサービス負担金について、14款県支出金において、国政調査事務委託金について、15款財産収入において、自然食売り払い収入について。歳出では、2款総務費において、コミュニティ助成事業備品購入費について、3款民生費において、行政区ミニデイサービス事業、事務費補助金の減額について、広域保育実施委託料について、4款衛生費において、カラスの巣駆除手数料について、イノシシ、鹿の捕獲件数について、6款農林水産業費において、堆肥センター老朽化による補修について、8款土木費において、新原・上組6号線道路改良に伴う用地取得費について、10款教育費について、第一小学校備品購入費について、小学校臨時雇い賃金について、（総園長）制度の効果について、発達障害児入園による職員増について、小学校パソコン借り上げ料について、英語指導助手委託料について、山の神グラウンド移転補償工事請負費について、第二小学校照明増築工事の電気代等の管理について、運動公園の光熱費と電灯の点灯について、類似公民館と施設整備費補助金について、小学校でのスクールカウンセラーの金額差について等の質問がありました。

採決の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で可決しております。

議案第21号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書1ページ、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億7,500万円とするものです。

前年度比、5億3,186万2,000円の増額で15.9%の増で、過去最大の額となりました。

増額の要因として、保険財政共同安定化事業拠出金が4億4,000万円増えたことによるものです。また、27年度は福岡県から高医療費市町村の指定を受けたため、医療費適正化に資する事業を企画、立案しなければならないため、歳出において、保険事業について1,300万円を超える予算が計上されています。

予算は26年度の医療費を基礎に算定され、財源は、国保税、国、県の支払い基金、国保連合会からの交付金及び繰入金により更正されています。

12ページ、歳入では、1款国民健康保険税は昨年11月末の保険者数と平成25年度中の所得で収納率89%で算定しています。保険者数6,812人、3,807世帯となっています。

平成26年4月から軽減世帯が拡充され、3,981世帯のうち、7割軽減が1,192世帯で10世帯の増、5割軽減が636世帯で330世帯の増、2割軽減が449世帯で86世帯の減となっており全体的には、2,322世帯が軽減世帯となり、58.3%が軽減世帯となっています。

審議中、8款保険事業費においてコールセンター受付業務委託料について、高医療費市町村に指定されたワースト3と近隣町の状況について、データヘルス計画書策定支援業務委託料について、特定健康診査受診率向上推進地区補助金についての質疑がありました。

また、医療費削減のために、企画立案についてしっかりと町で取り組んでほしい、特定検査審査受診率向上ため、住民課と健康福祉課がタイアップして取り組んでほしいとの要望がありました。

採決の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第22号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書53ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,800万円と定める。前年比8%の増額です。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億1,000万円は、福岡県広域連合が試算した額で計上されており、前年比10.4%の増額です。

3款、一般会計繰入金は7,799万1,000円、事務費繰入金と保険料軽減分の繰入金で2%の増額です。

歳出では、1款総務費は36.1%の減額です。2款後期高齢者医療広域連合納付金2億

7,962万1,000円は9.9%の増額です。2款後期高齢者医療広域連合納付金についての質疑がありました。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第23号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書81ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億700万円と定める。

第2条、地方債は85ページ、「第2表地方債」による。

記載の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分3,850万円、多々良川流域関連公共下水道分2億9,000万円、資本費平準化債公共下水道分、6,900万円、資本費平準化債流域下水道分、2,520万円、特別措置分、4,740万円の限度額です。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入は、1款負担金1,938万3,000円は供用開始面積の増、2款使用料2億2,013万2,000円、前年度比5.6%の増、3款国庫補助金1億4,700万円11.4%の減です。5款他会計繰入金3億2,030万1,000円9.6%の増、基金繰入金2,707万6,000円8.9%の増は平成23年度から26年度までの基金積み立てから27年度分の当該分の基金を繰り入れます。8款町債4億7,010万円、前年比3.1%の減額です。

歳出では、1款総務管理費1億8,608万9,000円9.1%の増は、汚水処理量の増に伴う維持管理負担金の増によるものです。

2款下水道事業費5億8,117万8,000円、2.7%の減は管渠築造工事等の減によるものです。

3款公債費4億3,853万9,000円3.1%の増、償還元金の増によるものです。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決しています。

議案第24号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書、117ページ。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,800万円と定める。

第2条、地方債は、121ページ、「第2表地方債」による。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,220万円。記載の方法、利率、償還の方法等は従来と変わりません。

歳入では、2款1項、使用料649万6,000円、前年比8.8%の減。3款、他会計繰入金、4,929万4,000円、前年比4.2%の減。6款、町債2,220万円、6.2%の増額です。

歳出では、2款、農業集落排水事業費1,410万8,000円、前年比6.6%の減は上の原処理場の防災センター改修による光熱費の減によるものです。3款、公債費、6,270万

2,000円、0.2%の減です。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第25号平成27年度須恵町水道事業会計予算の提出について。

別冊、水道事業会計予算書の1ページ。第2条、業務の予定量は、給水戸数1万64戸、前年比0.8%の増。年間総給水量261万115立方メートル、年間有収水量245万898立方メートル、1日平均給水量7,131立方メートル、建設改良事業費2億6,540万1,000円、17.7%の減。

第3条収益的収入及び支出の予定額は、収入、第1款水道事業収益6億1,656万円、3.5%の増。支出、第1款、水道事業費5億8,942万4,000円、2.4%の増。主なものは、営業費用の材料費等です。

2ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,930万4,000円は、損益勘定留保資金で補填する。収入、第1款、資本的収入1億4,990万円、前年比9.4%の減。支出、第1款、資本的支出3億3,920万4,000円、13.7%の減。

第5条企業債、記載の目的、水道事業限度額6,660万円。記載の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。職員給与費9,458万4,000円、人事異動のため、6.4%の増額です。交際費10万円。

第7条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。審議の中で企業団への支払い分について、須恵の水と志免の水の比較について等の質疑がありました。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

以上が、議案20号から25号まで一括しての委員会審査報告です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号平成27年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議

案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第21号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第22号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第23号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第24号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第25号平成27年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議員提出議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第17、議員提出議案第1号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議員（6番 荒木 敏光） 議員提出議案第1号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

別紙、議員提出議案書をごらんください。

提案理由、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育委員長などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、須恵町議会委員会条例の改正を行うものです。

別冊の議案書に新旧対照表がございますが、名称の変更で第17条中、改正前「教育委員会の委員長」を改正後「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。付則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議員提出議案第1号について採決に入ります。議員提出議案第1号は原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長より会議規則第170条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があつております。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

ここで、税務課並びに住民課より、須恵町税条例及び須恵町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の申し出があつておりますので、これを許可します。櫻木税務課長。

○税務課長（櫻木 幹夫） 毎年恒例ではございますけれども、専決することの御報告をさせていただきます。

政府は、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率10%への引き上げ等の施行日を、既に御存じのとおりでございますが、平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更することとなっております。

それにあわせまして、平成27年度地方税制改正大綱が平成27年1月14日に閣議決定されております。その中に平成27年4月1日施行分が含まれており、専決したいと思いますので御報告いたします。

改正案の主な内容でございます。

まず、1番目に軽自動車税の見直しです。平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例が導入されます。当初、予定されておりました二輪車等にかかる税率の引き上げ時期をことし平成27年4月1日から、来年の平成28年4月1日に1年延長されることとなっております。

2番目に、個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長でございます。個人住民税における住宅ローン減税の拡充措置について、対象期間を当初、平成29年12月31日までとあったものを平成31年6月30日までと、1年半延長されます。

3番目に、ふるさと納税でございます。特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割へと拡充がされます。また、ふるさと納税ワンストップ特例の創設によりまして、申告手続の簡素化が図られます。

4番目に、地方たばこ税でございます。旧3級品の紙巻きたばこにかかる特例税率を段階的に縮減、廃止されることとなります。

5番目に、固定資産税でございます。固定資産税、これは土地に関してでございますけれども、負担調整の現行の仕組みを3年延長することとなっております。

最後に、先般より質問等もあっておりましたけれども、空き家特例対策の推進に関する特例措置法に基づく勧告対象となった特定空き家等に係る土地を、住宅用地特例の対象から除外されることとなります。要は、特定空き家の勧告を受けた空き家の底地につきましては、6分の1の特例措置が撤廃されるということになります。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 住民課から、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をさせていただくことのお願いと報告でございます。

専決処分を行う理由といたしましては、現在、国会で地方税法等の一部を改正する法律案が審議されておりますが、国民健康保険税の負荷限度額などを設定指定しております地方税法の施行令もあわせて改正される見通しでございます。予定されております改正点は、負荷限度額の見直し及び軽減対象世帯の判定所得の見直しの2点でございますが、その施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

この施行令が公布され次第、本条例の改正を施行期日の4月1日に間に合うよう行う必要がござ

ざいますので、専決処分の取り扱いをここでお願ひいたしまして、詳細につきましては改めて次の議会に報告させていただき、本議会の承認をお願いするものでございます。

以上のほど、よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） お諮りします。ただいま説明がありました両条例の一部改正については、国の法律改正に伴うものであり、また国会通過の関係もあり、専決処分を了承することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、須恵町税条例及び須恵町国民健康保険税条例の一部改正については、専決処分を了承することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正是、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで、議員表彰及び町村議会広報全国表彰の伝達式を行います。

全国町村議会議長会表彰15年、柴田真人議員。福岡県町村議会議長会表彰15年、柴田真人議員。町村議会広報全国コンクール奨励賞、今村桂子委員長。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町、柴田真人殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた。その功績はまことに顕著であり、よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会长、蓬清二。代読。

○議員（11番 柴田 真人） ありがとうございます。（拍手）

○議長（三角 良人） 表彰状、糟屋郡須恵町議会、議員、柴田真人殿。貴殿は、多年、町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績を残されましたので、これを表彰します。平成27年2月25日、福岡県町村議会議長会長、中ノ森慎一。代読。（拍手）

表彰状、奨励賞、表紙写真部門、福岡県須恵町議会殿。貴議会広報紙は、第29回町村議会広報全国コンクールにおいて当初の成績を認められました。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会长、蓬清二。代読。（拍手）

○議長（三角 良人） 次に、町長からの感謝状の贈呈式を行います。

○総務課長（今泉 俊裕） 議員の皆様におかれましては、間もなく任期を全うされるわけでござ

いますが、長い間、大変お疲れさまでございました。その間、皆様の御尽力、御協力のおかげをもちまして、町行政がスムーズに運営できましたことに対しまして、この本会議場をおかりしまして中嶋町長から議員の皆様に感謝状を贈呈いたします。

それでは、皆様を代表していただきまして、三角議長にお受け取りをお願いいたします。（拍手）

○町長（中嶋 裕史） 感謝状、須恵町議会議長、三角良人殿。あなたは、平成23年4月、本町議会議員に当選せられ、その職に精励され、自治行政発展のため尽くされた功績は、まことに偉大なものであります。よって、ここに深く感謝の意を表します。平成27年3月19日須恵町長、中嶋裕史。（拍手）

○議長（三角 良人） ここで、今期をもって勇退される議員がおられましたら、御挨拶をお願いします。藤石豊議員。

○議員（13番 藤石 豊） 3月定例議会、最終本会議の最後に議場におきまして御挨拶をさせていただきます。須恵町議会三角議長を初め、議員各位におかれましては、また中嶋町長を初め、職員の皆様の前で、こうして退任の御挨拶をさせていただけますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

光陰矢のごとし。あつという間の20年であります。平成7年に初当選させていただき、それ以来20年間、議員としての務めを全うすることができました。これもひとえに議員同志の皆様のおかげだと、改めて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

語れば語り尽くせませんが、一言だけお話をさせていただきたいと思います。本当はたくさん考えてきたんですけど、きょうはもう一つだけにしておきます。あとは懇親会のときにちょっと…。（笑声）

実は、私きょう朝起きまして、今まで何をやってきたか、きょうのことですね、午前中何をやってきたかを語らせていただきます。朝早く起きまして、いつものように、時々やっています朝のオアシス運動に小学生の見守り活動をやってまいりました。そして帰りまして、訳あって風呂に入って、きちっと身なりを清めてまいりました。そして、訳ありながら、歩いてきょうは役場に登庁させていただきました。その中で、気がついたことが一つありました。

県道、筑紫野・古賀線を信号で渡る時に、どうした車が多いのかというのを改めて気づかされました。そして、役場に来まして、2年8カ月間、役場のエレベーターを使ったことがなく歩いて階段を上ってきたのを、きょう、訳あってエレベーターを使いました。何を言わんか、おわかりだと思います。そして、きょうこの議場に入らせていただいて、今、退任の御挨拶をさせていただいているところでございます。

今まさに、皆様におかれましては、選挙戦、後援会活動まったく中、この戦いを勝ち抜いて、

再びこの議場に登壇していただくことを切に願い、また、須恵町長を初め、職員の皆さんはこの議員と議会と行政とのコンタクトをしっかりと守りながら、今後、須恵町の行政に取り組んでいただきたい。その思いでいっぱいです。

最後になりますが、皆々様の御健勝と須恵町の発展を祈りながら、退任の御挨拶とかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（三角 良人） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。

会議を閉じます。平成27年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時17分閉会
